

言 討 議

第十九卷第一號 昭和八年一月

將來戰に於ける都市防衛と建造物に就て

(第十八卷第九號所載)

會員 工學博士 太 刀 川 平 治

1. 國防上必要なる技術に關する事項は軍部と軍部以外の知識經驗ある者と互に協力し、以て其効果を發揚せしむべきものとす。
2. 兵器に採用さるゝ機器材料等は特別の場合を除き成るべく市場品と共通性を保たしめ、以て有事の際の利用に便ならしむるものとす。
3. 以上の趣旨に依り、機器材料等の規格統一は單に産業合理化のみならず、之を軍事眼より見るも大に推奨すべきものなり。
4. 都市防衛用探照燈の如きものは、其電源は特に必要なるものゝ外、成るべく特別の發電裝置を用ふる事なくして、既設配電網より電氣の供給を受け得るものとするを可とす。
5. 都市防衛に要する通信設備、電氣配給設備等は、平素より各現地に就きて計畫を立て、所要器具材料等は豫め動員計畫中に詳記し、非常時は勿論、演習の場合にも即座に整備し得せしむべきものとす。
6. 軍用電話の外、通信用として有事の際利用し得べきものには公衆電話、鐵道電話、警察電話等あれども、之等は夫々の用途に於て有事の際は平素より一層使用頻繁となるを以て、之を軍事に利用する事には困難を生ずべし。此困難を成るべく軽減し得る様平素より講究し置く事は必要なり。
7. 電氣事業用保安通信設備たる電話線路其他の通信設備は、有事の際の利用は前項の他種通信設備に比し、比較的容易なるを以て、有事の際はこれを利用する事とし、平素に於ても此事情を考慮して、其發達、維持並に改善に就き特に奨励保護すべきものとす。現に電氣事業者は中央氣象臺と協力し、雷雨の報告、警戒等に對して多大の成績を擧げ居れり。又曾つて關東大震火災に際して其利用の效を認められたる事あり。之等保安通信設備に連絡する各所の發電所、變電所、閉閉所、監守所等を監視哨となし、敵機襲來の通報機關の補助となすは有效なる一方法なりと信ず。適當なる機會に於て此種の演習をなすも可なるべし。
8. 重要都市及び附近一帶の地に電氣を供給するに必要な變電所、發電所、配給所等は其直接利用價值に於ても、治安維持の見地よりするも、國家の重要なる機關なるを以て、外敵に對しては勿論、内敵に對しても充分に防護すべきものとす。
9. 非常時又は演習の際、軍部に於て通信、電照其他の爲電路作業を施行する場合には、所在電氣事業者と協力し、相互の便益を圖るべきものとす。

(以 上)